

2013年度 第1回 第三者定期監査の結果の報告について

はじめに

当社は、2004年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書」で示された「品質保証体制の改善策」（以下、「改善策」という。）および、2009年度に再処理工場で発生した「高レベル廃液漏えい」を受けて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の実行状況とPDCA展開状況について、継続的に確認を受け、その結果をご報告してきました。

今回の監査においては、再処理工場のしゅん工を控え、これまで長期的に亘り継続的、かつ、自律的に展開してきた「改善策」に係る活動ならびにQMSに係る諸活動に対して、監査を受けました。

定期監査の開催日程については以下のとおりです。

- ・ 2013年7月8日～11日 : 再処理事業部
- ・ 2013年7月22日 : 品質保証室
- ・ 2013年7月25日～26日 : 濃縮事業部
- ・ 2013年7月25日～26日 : 埋設事業部

1. 監査結果の概要

LRJ 監査報告書（全体総括版）の中で示された総合所見の概要は、以下のとおりです。

(1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

いずれの被監査部署にも「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。再処理事業部に1件、および品質保証室に1件の「提言事項」を提起した。

(2) トップマネジメントによる品質保証の徹底 (マネジメントレビュー)

再処理事業部の2013年度運営方針は、新規制基準やしゅん工を視野に入れたものとなっている。その際、定量的な達成指標の設定を求めるなど、有効な活動を行うための配慮がなされている。

埋設事業部では、前回の監査時の提言事項である『業務目標／品質目標の達成状況管理表中の「業務の実行性評価」欄の記載方法について』のフォローが行われている。

(3) 品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映

再処理事業部では、「保守管理」と「不適合管理」に係る関連規定類のスリム化を指向した活動の結果として、不適合処理方法の変更を含む不適合に係る規定類の全面改訂が行われた。本作業は、多大な時間と要員を要する作業であるが、再処理事業部にとって業務の効率化やトラブル低減等に結びつく有効な活動であると理解する。

(4) 教育・訓練の実施および有効性評価

再処理事業部においては、教育訓練基本計画に基づき、各部署における教育訓練個別計画が策定されている。

今回、監査対象としたいずれの教育・訓練においても、その終了後には確認テス

ト、講師評価、または上長による面談・評価などの有効性評価が確実に実施されていることを確認した。

このような有効性評価は、濃縮事業部および埋設事業部においても、確実に実施されている。

これらの活動状況より、「品質保証体制の改善策」の主要テーマである「教育・訓練の実施および有効性評価」が、現在に至っても風化せず、確実に受け継がれていると言える。大いに評価できるものである。

(5) 社内外とのコミュニケーションの確立

再処理事業部では、社内のいずれの被監査部署においても、課内および部内会議が定期的実施されており、情報共有の点で特段問題となる事項は見当たらない。

濃縮事業部および埋設事業部においてもほぼ同様の活動が推進されており、社内外とのコミュニケーションの確立に関しては、特段問題となる事項は観察されない。

以上の結果より、本テーマも「品質保証体制の改善策」の主要テーマであり、現在に至ってもその活動は、確実に受け継がれていると言える。

(6) 本格操業に向けての活動状況

今後、新規制基準に係る事案についての検討増加が予想されることから、当該会議体である「再処理事業部会」の運営をより機能的にするための関連規定の改正が実施されている。

所管している設備類の健全性確認作業等も着々と実施されている状況を確認した。

(7) トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況

再処理事業部は、現場におけるトラブル多発を受け、第三者チェックチームによる現場作業状況の調査を行った結果、各所管課における現場作業は概ね適切に実施されているとの結論が得られたが、当該活動の定着度を確認するため、2013年度においても本活動は継続されることとなっている。妥当な判断であると理解する。

濃縮事業部では、2013年度 是正処置および予防処置の実施状況が取りまとめられており、不適合ⅠおよびⅡの区分の見直しが行われるとともに、見直された不適合区分との整合を図るための関連規定類の改定が行われている。

埋設事業部においては、2010年度～2012年度に発生した不適合事象の内、特に、不適合事象に伴う操業工程遅延に着目した分析が行われている。埋設業務の安定化に向けての前向きな取り組み姿勢を評価したい。

品質保証室では、各事業部から入手したヒューマンエラー情報の分析や各種会議体を通じて分析結果および水平展開情報等を関係部署に周知・徹底する活動を展開している。加えて、メールを利用し、必要な情報を社内で発生した人的過誤事例を紹介するリーフレットや傾向分析レポートとして、協力会社を含む日本原燃関係者に送付する活動も継続的に実施している。また、積極的に不適合事象の再発防止に係る活動内容を種々の場で発表している。

(8) 内部監査の実施状況

いずれの被監査部門においても、年度計画の立案から、監査の実施、提言事項のフォローおよび報告書の作成過程は的確に実施されている。また、登録監査員の力量管理等も確実に実施されていることを確認した。各事業部において、有効な監査が実施されていると判断できる。

再処理事業部の保安監査課メンバーは、自部門以外の全ての部署の内部監査および調達先監査に対応している。この対応は、各被監査部署に対する監査活動方針を

統一し、共通認識の下での監査を実施できる有効な方法の一つであると理解する。

(9) 前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回の監査では、再処理事業部に対して1件および埋設事業部に対して1件の提言事項を提起した。前向きな対応を頂いた。

(10) 2013年度 業務計画/目標に関連する事項

濃縮事業部においては、使用済遠心機移設に係る作業手順書およびチェックシートが整備されており、作業上の直営と協力会社間のインターフェイスが明確になっている。

埋設事業部では、原子力安全重視の観点から、協力会社の工程をも勘案した総合的な操業工程が立案され、これに基づいた進捗状況が短期操業工程表に反映されている。

(11) おわりに

今回の監査の結論を総括的に言えば、「改善策」を構成している主要テーマおよびQMSに係るいずれの活動も風化せず、維持・継続されるとともに、自律的改善意識も定着していると判断できる。

総合的に判断した場合、日本原燃の品質保証体制は、概ね成熟域にあると捉えることができる。成熟域にある活動を今後とも維持・継続するためには、日本原燃の業務に係る全ての要員(協力会社を含む)に対して、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する(PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」ことを説き続けることが基本であると考えている。

2. 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」、「観察事項」はありませんでした。「提言事項」※¹については、再処理事業部で1件、品質保証室で1件ありました。

(添付-1:「2013年度第1回定期監査におけるLRJ提言事項と当社の処置方針」参照)

※1(提言事項の定義):規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は被監査部門の任意でよい。

3. 監査結果に対する当社の取組み

今年度第1回目の定期監査において、LRJより、「当社の品質保証体制は、概ね成熟域にあると捉えることができる」との所見をいただくとともに「提言事項」も2件提示されました。

当社としては、今回の監査で提示された「提言事項」は、品質保証活動をより確実なものにしていくために有益なものと認識しており、速やかに処置を行います。

また、引き続き、改善活動に取り組んでいく所存です。

以上

2013年度第1回定期監査におけるLRJ提言事項と当社の処置方針(1/2)

監査項目	LRJの提言事項	当社の処置方針	対応部署
社内外とのコミュニケーションの確立	<p>当課は協力会社との意見交換会を定期的を開催しており、相互のコミュニケーションを維持する上において非常に有効な活動と言える。</p> <p>今回の監査において、A社およびB社との、それぞれの意見交換会の開催状況をサンプリングしたところ、A社については議事録が残されており会議の内容が明らかだが、B社については公開された議事メモ等が無いので、会議の結果に関して、関係者が共通認識を持つことが必ずしも容易ではない状況であった。</p> <p>双方にとって貴重な時間を割いての意見交換会であり、その重要性に鑑みて、何らかの手段により会議の結果を明確にし、関係者に周知することが望まれる。</p>	<p>A社と同様にB社についても共通認識が持てるよう、意見交換会の議事録を残し、当課と協力会社に周知することとした。</p> <p>(9月上旬から実施予定)</p>	再処理事業部 共用施設部 ユーティリティ課

2013年度第1回定期監査におけるLRJ提言事項と当社の処置方針(2/2)

監査項目	LRJの提言事項	当社の処置方針	対応部署
<p>トラブル/不適合事象の再発防止対策の取り組み状況</p>	<p>品質計画 G は、不適合事象の原因分析の社内取りまとめ部署として、下記に示す様々な活動を積極的に展開していることを監査の過程で確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「業務フロー活用事例揭示版」の運用 2) ヒューマンエラーが直接原因で発生した不適合に関連した分析活動 3) ヒューマンエラーによる不適合事象の発生事例を紹介するリーフレット(ワンポイントアドバイスや傾向分析レポート「HEAR」)の発行 4) ヒューマンエラーによる不適合事象低減に係る研修会、講演会での発表 <p>上記活動を通じて、品質計画 G は全社大のヒューマンエラーに起因する不適合事象件数の減少に寄与してきたものと評価する。</p> <p>しかし、一方では、再処理事業部において、ヒューマンエラーに起因した類似の不適合事象が必ずしも減少していない。</p> <p>品質計画 G の分析により、ヒューマンエラーによる不適合の発生に際して、人間系の要因が約 7 割を占めるとの分析結果を示しているが、この分析をさらに深化させ、人間系の要因が JNFL 社員か、もしくは協力会社員によるものかまでの解析を行うことが望まれる。</p> <p>これにより、JNFL が提唱する是正処置が、全社大、すなわち協力会社の現場作業員レベルまで浸透する方策の一助になるのではなかろうか。不適合事象の原因分析の社内取りまとめ部署としての品質計画 G による検討が望まれる。</p>	<p>人間系の要因(本人、関係者、マネジメント)による不適合のうち、その要因が、JNFL 社員によるものか、協力会社員によるものかについても考慮した分析・調査、有効性評価を行った上で、今後の取り組み方針を検討する。</p>	<p>品質保証室 品質保証部 品質計画 G</p>